

上板町移動支援事業車両輸送型実施要綱

（目的及び趣旨）

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図るための移動支援事業（以下「移動支援」という。）の実施に伴う必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 一般の交通機関を利用することが困難な在宅の身体障害者手帳1・2級を所持する肢体不自由者・児（以下「利用者」という。）とする。

（事業内容）

第3条 移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

（委託）

第4条 町長は、前条に掲げる事業の全部又は一部を適切な事業の実施が可能と認められる他の地方公共団体又は、事業所等（以下「委託事業所」という。）に委託することができるものとする。

（利用内容）

- 第5条 利用回数は、原則として1ヶ月5回以内とする。
- 2 利用時間は、原則として、午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - 3 利用の範囲は、原則として徳島県内とする。

（利用条件）

第6条 介助が必要な利用者は、必ず介護者を同伴すること。

（利用者負担額）

第7条 利用者負担額は、無料とする。

（申込み）

第8条 移動支援を利用しようとするときは、原則として利用日の3ヶ月前から1週間前までの間に委託事業所に申込みをしなければならない。

（委任）

第9条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。